

議案第 15 号

市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に  
ついて

市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

平成 21 年 9 月 4 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例（平成 20 年条例第 36  
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市川市松香園の項中「35 人」を「40 人」に改める。

第 12 条を第 13 条とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 12 条 市長は、市川市南八幡ワークスの管理を地方自治法（昭和 22 年法  
律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理  
者」という。）に行わせるものとする。

2 市川市南八幡ワークスの指定管理者の指定の基準は、市川市公の施設の指  
定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年条例第 2 号。以下「手續  
条例」という。）第 2 条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 就労移行支援又は障害者自立支援法施行規則第 6 条の 10 第 1 号に規定  
する就労継続支援 A 型若しくは就労継続支援に係る法第 29 条第 1 項の

指定を受けて、その指定に係る障害福祉サービスを行っていること。

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること。

3 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 就労移行支援及び就労継続支援を行うこと。
- (2) 使用を停止し、及び退所を命ずること。
- (3) 施設等の維持管理（軽微なものに限る。）を行うこと。
- (4) その他前3号に掲げる業務を行うに当たり必要な行為をすること。

4 指定管理者が行う市川市南八幡ワークスの管理の基準は、手続条例に定めるもののほか、第7条、第8条及び第10条に定めるところによる。この場合において、これらの規定の適用については、第7条ただし書及び第8条ただし書中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用の許可を取り消し、又は」とあるのは「又は」とする。

#### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第12条を第13条とし、第11条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

## 理 由

松香園において重症心身障害者に対する生活介護を行うため同園の定員を増員するほか、南八幡ワークスの管理を指定管理者に行わせることとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。